

横芝光町浄化槽設置整備事業 補助金の手引き

横芝光町では、生活雑排水による水質汚濁を防止するために、トイレからの排水のみを処理する「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」や「汲み取り便槽」から、家庭内の全ての排水を処理する「合併処理浄化槽」に転換（入れ替え）する工事を実施する場合に、予算の範囲内で浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

地域の水質保全のため、補助金を活用し、合併処理浄化槽に切り替えましょう。

- ※すでに工事（既設の便槽の撤去工事を含みます。）を始めている場合は、対象となりません。
- ※補助金の交付を希望される場合は、工事を始める前（計画段階）にご確認ください。
- ※申請は先着順で受付します。（予約はできません。）
- ※年度途中であっても、予算に達した場合は申請受付を終了します。



横芝光町役場 環境防災課 環境班
電話：０４７９－８４－１２１６

制 度 概 要

1. 補助対象区域

横芝光町内の農業集落排水処理区域を除いた区域

2. 補助対象者

横芝光町内に居住し、又は居住しようとする方で、同一敷地内において、住宅（専用住宅又は店舗等併用住宅（2分の1以上を住居とする建物））の「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」又は「汲み取り便槽」を「合併処理浄化槽」に転換（入れ替える）する方

【次の方は、対象となりません。】

- ・法人
- ・浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の確認を受けずに、浄化槽を設置する方
- ・販売又は賃貸を目的とした住宅に浄化槽を設置する方
- ・住宅又は土地を賃借している方で、賃貸人の承諾が得られない方
- ・世帯に町税の滞納がある方
- ・住宅の建替えに伴い、汲み取り便槽から転換された浄化槽を設置する方

（みなし浄化槽（単独処理浄化槽）からの転換の場合は、対象となります。）

- ・住宅の新築に伴い、浄化槽を設置する方
- ・店舗等と併設されている住宅であって、店舗等から生じる事業排水を処理するため浄化槽を設置する方
- ・すでに工事（既設の便槽の撤去工事を含みます。）を始めている方

※申請書受付後、既設の便槽の設置状況を確認しますので、既設の便槽の撤去等の処理を、交付決定前にしないよう注意してください。

3. 補助対象浄化槽

次の要件の全てを満たす合併処理浄化槽

- ・浄化槽法第2条第1号に規定するもの
- ・生物化学的酸素要求量（以下「BOD」といいます。）除去率が90%以上のもの
- ・放流水のBODが1日平均20mg／リットル以下のもの

- ・合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する機能を有するもの

4. 補助金の上限額

補助対象経費区分		みなし浄化槽（単独処理浄化槽）からの転換	汲み取り便槽からの転換
設置費	5人槽	332,000円	
	6・7人槽	414,000円	
	8～10人槽	548,000円	
撤去費		180,000円	100,000円
宅内配管工事費		300,000円	

【補助金（上限額）の例】

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）から5人槽の合併処理浄化槽に転換した場合は、332,000円＋180,000円＋300,000円＝812,000円となります。

【適用等】

① 設置費

- ・浄化槽本体やその設置に係る工事（掘削・基礎・埋め戻し）の費用が対象です。
- ・住宅のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）又は汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換する場合に、補助金の対象となります。

② 撤去費

- ・既設のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）又は汲み取り便槽の撤去に要する費用が対象です。

③ 宅内配管工事費

- ・事業費のうち宅内配管工事に相当する費用（浄化槽への流入管、枳の設置及び排水先までの放流管の設置に係る費用）が対象です。
- ・建替え又は増築に伴う転換の場合は、宅内配管工事費に係る補助の対象となりません。
- ・水回りのリフォームと転換を併せて実施する場合には、宅内配管工事費に係る補助の対象となります。
- ・令和6年度より、宅内配管工事費に係る補助金が次のとおり増額となっています。

項目	令和 5 年度以前	令和 6 年度以降
みなし浄化槽（単独処理浄化槽）からの転換	1 5 0 , 0 0 0 円	3 0 0 , 0 0 0 円
汲み取り便槽からの転換	1 0 0 , 0 0 0 円	

5. 受付期間

毎年度 4 月 1 日から（予算に達した場合は申請受付を終了）

6. 補助金を返還していただく場合

①浄化槽法で定められた次の検査等を受けない場合

- ・第 7 条の検査（使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 か月以内に行なう検査）
- ・第 11 条の検査（年 1 回行なう検査）
- ・第 10 条の点検及び清掃（年 3 回以上の保守点検及び年 1 回以上の清掃）

②補助金交付後に町税の滞納が生じる場合

7. その他留意事項

- ・申請書は、遅くとも工事着工の 1 週間前までに提出してください。
- ・すでに工事（既設の便槽の撤去工事を含みます。）を始めている場合や、工事が済んでいる場合は、補助対象となりません。
- ・工事の計画段階で一度ご相談ください。
- ・申請は先着順で受付します。（予約はできません。）
- ・年度途中であっても、予算に達した場合は申請受付を終了します。
- ・工事を申請と同一年度内に必ず完了させ、工事後 30 日以内又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに実績報告書及び添付書類を提出していただく必要があります。

手 続 き の 流 れ

① 補助要件確認	補助金申請を希望される場合は、工事を始める前（計画段階）に、環境防災課へ要件等をご確認ください。
② 建築確認申請又は浄化槽設置届の提出	◎ 建築確認申請を伴う場合（新築（建て替え）、改築に伴い浄化槽を設置する場合） ⇒ 建築確認申請に合わせて「浄化槽調書」を提出 ◎ 建築確認申請を伴わない場合 ⇒ 「浄化槽設置届書」等を千葉県山武地域振興事務所へ提出
③ 交付申請書の提出	環境防災課へ交付申請書及び添付書類を提出してください。（詳細は7、8ページに掲載） なお、申請は先着順で受付し、予算に達した場合は申請受付を終了します。
④ 書類審査・現地確認	交付申請書類の審査及び現地確認を行います。 【主な確認事項】 ・ 既設のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲み取り便槽の設置状況確認 ・ 設計内容の確認（合併処理浄化槽の設置予定場所、配管等）
⑤ 補助金交付決定	交付決定通知により通知します。
⑥ 工事開始	補助金の交付決定前に工事（既設の便槽の撤去工事を含みます。）を開始することはできません。 なお、交付決定後に工事の内容等に変更が生じた場合は、直ちに変更（中止・廃止）承認申請書及び添付書類を提出してください。（書類の詳細は9ページに掲載）
⑦ 中間検査	施工途中の段階において、主に浄化槽本体の据付に関する検査を行います。<u>検査には浄化槽設備土の立ち合いが必要です。</u> 【主な検査事項】 ・ 基礎コンクリートの水平 ・ 浄化槽の水平 ・ 浄化槽の型式番号 ・ 浄化槽の破損、水漏れ等 ・ 住宅から浄化槽までの距離

⑧工事完了、実績報告書の提出	工事完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書及び添付書類を提出してください。（書類の詳細は10ページに掲載）
⑨完了検査	工事完了後に、設置状況等の検査を行います。<u>検査には浄化槽設備士の立ち合いが必要です。また、申請者又は申請者のご家族に立ち合いいただき、実際にトイレや風呂、台所などから水を流していただきます。</u> 【主な検査事項】 ・浄化槽の設置状況 ・浄化槽の水平 ・既設のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲み取り便槽の撤去状況 ・全ての生活排水の接続（水の流れ）状況
⑩補助金交付確定	交付額確定通知により通知します。
⑪交付請求書の提出	環境防災課へ交付請求書を提出してください。
⑫補助金の交付	補助金を請求書に記載された指定口座に振込します。

必 要 書 類

1. 交付申請書及び添付書類（書類の綴り順は次のとおり）

- ☐ ① 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
※事業の目的、内容を必ず記入
- ☐ ② 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
※受付日を含めて12日目以降の日を経過したもの
- ☐ ③ 合併処理浄化槽概要書の写し、又は浄化槽調書の写し
- ☐ ④ 7条検査依頼領収書の写し
- ☐ ⑤ 設置場所の案内図
※動態図や住宅地図の写しに朱色で場所を明示
- ☐ ⑥ 合併処理浄化槽の構造図
※工場生産浄化槽認定シートの写し
- ☐ ⑦ その他、構造図等
※PC底板を設置する場合は構造図等
※擁壁を設置する場合は構造や内容が分かるもの
- ☐ ⑧ 浄化槽等の配置図及び敷地内排水系統図を含んだ建築物の配置図
※新設浄化槽、既設便槽の配置及び敷地内排水系統を明記すること
※各マスに番号を付すこと
- ☐ ⑨ 工事請負契約書の写し及び見積書の写し
※町作成の様式に準ずること及び社印を必ず押印すること
- ☐ ⑩ 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
※登録証の写し：概要書と同一浄化槽のもので、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録番号、登録年月日、有効期限等が明記されているもの
※登録浄化槽管理票（C票）：使用予定人員を記入すること
- ☐ ⑪ (一社)千葉県浄化槽協会の保証登録証（市町村用）
※(一社)千葉県浄化槽協会の証明印があるもの
- ☐ ⑫ 浄化槽設備士免状、施工技術特別講習会修了証の写し
- ☐ ⑬ 申請者の属する世帯全員に、町税の未納がないことの証明書
※町内居住者のみ
- ☐ ⑭ 居住する旨の誓約書
※町外居住者及び町内転居予定者のみ

☐ ⑮ 賃貸人の承諾書

※住宅や土地を借りている場合のみ

☐ ⑯ 委任状

※共有名義で設置する場合のみ

2. 変更（中止・廃止）承認申請書及び添付書類

☐ ① 浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）

※事業の変更理由、内容を必ず記入

※事業の内容が補助金交付申請書の内容から変更が生じたときや、事業を中止又は廃止するときは、町へ速やかに連絡をするとともに、変更（中止・廃止）承認申請書を提出すること。

☐ ② 申請時の添付書類の中で変更のあったもの

例：配管経路の変更→図面、見積書等

3. 実績報告書及び添付書類（書類の綴り順は次のとおり）

- ☐①浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第5号様式）
- ☐②浄化槽法第11条に係る（公社）千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
※浄化槽の保守点検又は清掃を自ら実施する場合は、自らが行うことができることを証明する書類及び浄化槽法第11条に基づく検査の受検を契約したことを証する書類
- ☐③工事費用の領収書又は請求書及び請求内訳書（見積書と同内容）の写し
※見積額と開きがないか確認すること。
- ☐④工事完成平面図
※各マスに番号を付し、交付申請書の配置図や工事写真のマス番号との整合を図ること
- ☐⑤施工に係る写真
※施工状況が確認できるように写すこと。
※詳細は12～14ページを確認すること。
- ☐⑥施工結果報告書（別記第6号様式）
※原本を添付し、チェック欄は該当項目について○で記入すること
※日付の記入、担当浄化槽設備士氏名の記入をすること
※かさ上げやポンプの有無については特に注意すること
- ☐⑦住民票謄本の写し
※転入者及び町内転居者のみ
- ☐⑧既設のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）又は汲み取り便槽を処分したことを証する書類
※マニフェストE票の写しを添付
※実績報告時にマニフェストE票の写しが提出できない場合は、処理業者へ引き渡していることを証明できる書類を提出し、後日、マニフェストE票の写しを提出すること。

※添付書類の内容が交付申請書又は、変更承認申請書の内容と一致していること。

4. 補助金交付請求書

☐ ① 浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記第8号様式）

※ 申請人氏名の右側に押印すること。

※ 申請者本人名義の振込口座等（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（漢字及びふりがな））を記入すること。

施 工 に 係 る 写 真

実績報告書の添付書類である施工に係る写真は、横芝光町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表４に定められている事項と併せて以下の点に留意して下さい。

１．着工前

- ①設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げている写真

※予定箇所の周辺状況（目標物が入るように）とともに、標識の記載事項の判読ができるように写す

２．掘削工事

※掘削状況が分かるように写す

３．基礎工事

- ①床付け状況

- ②栗石敷設状況（突き固め状況及び終了後の状況）

※深さが分かるようにスケールとともに写す

- ③目つぶし・突き固め状況と配筋状況

※配筋状況が分かるようにスケールとともに写す

※スペーサー等を使用し、配筋が基礎コンクリートの厚みの中心に入るように浮かせること

- ④擁壁状況（土圧に対して必要な場合のみ）

※配筋状況が分かるようにスケールとともに写す

※ベースの配筋と擁壁の配筋（又は、③の写真で配筋と擁壁）の結束が分かるように写す

- ⑤支柱等補強工事状況（上部を駐車場等を使用する場合のみ）

※ベースの配筋と支柱の配筋が結束されていることが分かるように写す

- ⑥基礎コンクリート敷設状況

※コンクリートの厚さが分かるようにスケールとともに写す

４．浄化槽本体

- ①設置場所にある浄化槽本体

※型式番号が分かるように写す

5. 設置工事

① 浄化槽本体の据付状況

※据付後の水平確認状況も忘れずに写す

② 町中間検査立会時の写真

③ 水張り状況

※水張り後の水平状況も忘れずに写す

④ 埋め戻し・水締め・突き固め状況

※水平に設置されていることが分かるように写す

※1枚の写真で撮れない場合は複数枚に分ける

⑤ 上部スラブ配筋状況

※配筋の状況が分かるようにスケールとともに写す

※スペーサー等を使用し、配筋が上部スラブの厚みの中心に入るように浮かせること

⑥ 嵩上げ状況（必要な場合のみ）

※嵩上げ高が分かるようにスケールとともに写す

⑦ ピット構造状況

※水抜き等、ピット構造の状況が分かるように

⑧ 完成後の状況

※浄化槽設備士が標識等を掲げて設置完了写真を写す

6. マスの写真

① 申請書添付書類及び実績報告書添付書類との整合を図り、各マスが図面番号何番に該当するか分かるように番号を付して写す

② インバート升設置状況の全景写真

※起点・屈曲点・合流点にインバート升が設置されていることが確認できるよう写す

③ 起点升・屈曲升

番号を付し、内部が確認できるように写す

④ 合流升

※番号を付し、内部が確認できるように写す

⑤ トラップ升

※番号を付し、内部が確認できるように写す

※二重トラップは禁止（屋内配管にトラップがある場合は、トラップ升を設置してはならない）

7. ポンプの写真（放流用にポンプを設置する場合のみ）

※ポンプ設置後にポンプ槽内の状況が分かるように写す

8. 放流先水路との接続状況

※排水管末部と放流先水路の接続状況が分かるように写す

9. 放流経路

※排水管と放流先水路の接続箇所が分かるように写す

※排水が流れていく方向に向かって全景を写す

10. 建物全景

※浄化槽が接続されている建物全景を写す

11. 既設みなし浄化槽（単独処理浄化槽）又は汲み取り便槽撤去作業

①工事着工前の写真

※設置されている場所が分かるように写す

②汚泥汲取り作業の写真

※作業中及び作業後の槽の中の様子が分かるように写す

③消毒作業の写真

④解体又は掘上作業の写真

※解体後撤去する部分と残置する部分、又は掘り上げた既設の便槽本体と撤去後の写真

⑤埋め戻し作業の写真

⑥工事完了の写真